

3 拒否権付株式の評価

拒否権付株式については、普通株式と同様に評価する。

○ 拒否権付株式の評価

拒否権の有無にかかわらず普通株式と同様に評価する。

- (注) 拒否権付株式とは、会社法第 108 条第 1 項第 8 号に規定する株主総会の決議に対して拒否権の行使が認められた株式をいう。